



企業の設立と運営

5.1	企業構造	59
5.2	会計	63
5.3	監査	63
5.4	企業の設立	64

5

企業の設立は、短時間で簡単なプロセスです。多くの公的機関や民間組織では、企業にとって適切な事業形態の選定に際して助言やサポートを行っており、起業家を支援しています。連邦政府では、多くのウェブサイトを通じて、事業計画から正式な登記に至る会社設立に必要なあらゆる種類の情報を幅広く提供しています。

5.1 企業構造

スイス憲法では経済の自由が保証されており、外国人を含み誰でも、スイスで事業を営み、会社を設立したり資本参加することが認められています。会社の設立にあたり、当局からの承認、商工会議所あるいは職能団体の会員資格、年次決算報告書などを求められることはありません。しかしながら、外国人が個人で継続して事業を行うには、労働許可および滞在許可が必要です。

スイスの法律では、企業の種類を、非法人の人的会社(個人事業主、合資会社、合名会社)と法人の資本公司(株式会社あるいはAG、有限責任会社あるいはGmbH)に分類しています。集団投資向け有限責任パートナーシップ(Kkk)は、英語圏で一般的なりミテッド・パートナーシップに相当する企業体です。ドイツやオーストリアで一般的な有限合資会社(GmbH & Co. KG)と呼ばれる法的形態はスイスには存在しません。外国の企業がスイスに拠点を設ける場合、事業の性格や期間、法規制や税制、経営戦略目標(本社、生産拠点、営業所、金融・サービス業)などの様々な要因によって、ふさわしい会社形態も変わってきます。外国の企業や個人には、業務に適した法的形態を自ら決定することが許可されています。これには慎重な検討が必要とされ、特に税制上の配慮が重要な役割を果たします。したがって、スイスの法律や税制に詳しいアドバイザーやコンサルタントに早い段階から助言を受けることをお勧めします。

スイスでの会社設立には、基本的に以下の選択肢があります。

- 非法人(人的会社)や法人(資本公司)の設立。
- 支店の設立。
- 既存のスイス企業(非法人・法人)の買収。
- ジョイントベンチャーの設立(非法人・法人)。
- 資本参加を問わない(戦略的)提携。

外国企業がスイスに会社を設立する際に選択する最も一般的な形態は、子会社(株式会社または有限責任会社、すなわちAGまたはGmbH)と支店です。新たに設けられた集団投資向け有限責任パートナーシップも、ベンチャーキャピタルには魅力的な事業形態です。

適切な法人形態の選択には、次の条件の検討が重要です。

- 資本：設立費用、資金需要、法定の最低資本金。
- リスク・責任：起業に伴うリスクが高い、または財政投資が多いほど、有限責任会社での設立が適切です。
- 独立性：企業形態によっては、業務上の自由権が制限される場合があります。
- 税金：企業形態によっては、営業所得、企業やオーナーの資産が個別または合算して課税対象となります。
- 社会保障：法的形態によって、一部社会保険が義務、任意、あるいは不要になります。

www.kmu.admin.ch
中小企業向け公式ポータルサイト
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

5.1.1 株式会社 (AG)

株式会社 (AG) は、スイスで最も一般的かつ重要な企業構造です。この法人形態は、外国企業が子会社を設立する場合によく選択されます。AGは独自の法人格を持つ法人であり、その責任は会社の資産に限定されます。資本金は事前に決定され、株式として更に分割されます。AGは大企業のみならず、中小企業にも適した法的形態です。持株会社や金融企業は、通例この法的形態をとっています。

株式会社の設立は、1人以上の個人または法人により可能であり、少なくとも、そのうち1人が株主でなければなりません。株式資本としては、最低10万スイスフランが必要です。株式会社を設立するには、最低5万スイスフランが支払済みで、将来的に株式資本が最低10万スイスフランに増額され、全額支払われなければなりません。

AGの最高決議機関は取締役会です。取締役会は、1人またはそれ以上の取締役で構成されます。取締役は、株主である必要はありません。取締役の国籍や法定住所に関する規定はありません。ただし、(取締役会あるいは執行役員会の)最低1人がスイス在住であることが求められます。株式会社の取締役には役員報酬が支払われますが、その額は業界、会社の規模、売上高によって異なります。社員数1,000人規模のスイス企業の取締役が受け取る役員報酬の平均額は、年額25,500スイスフランです。役員報酬は、年額一括払いで費用償還するという形式が一般的です。こういった企業における取締役会の平均人数は3.6人です。

5.1.2 有限責任会社 (GmbH)

有限責任会社 (GmbH) は、独自の法人格を持つ独立した企業体です。有限責任会社は1人以上の個人、または営利会社による設立が可能で、一定額の資本金 (基本資本金) を事前に集めます。各出資者は、1口あるいは複数の最低額面100スイスフランの基本持分によって、基本資本金を拠出します。基本資本金は、最低でも合計2万スイスフランとし、全額を支払う必要があります。基本持分は、書類手続によって簡単に譲渡できます。ただし、出資者は商業登記しなければなりません。基本的に、すべての出資者が会社の共同経営に参加する権限があり、執行役のうち少なくとも1人はスイスに居住していなければなりません。

GmbHは、特に中小企業にとって、株式会社に代わる魅力的な形態です。取締役会が不要なため、GmbHの維持費用は、比較的安く抑えられます。ただしこれは、最高経営責任者に、全責任が集中することを意味します。会社の規模に応じて、監査義務は限定的になります。加えて、GmbHはAGに比べ、資本金が少なく済むという利点がある一方、匿名性がないという短所もあります。後から参加した出資者を含め、全出資者が公開対象となります。

5.1.3 支店

スイスに子会社を設立する代わりに、外国企業は支店を設立することもできます (支店は、スイスにある外国企業で3番目に多い企業構造です)。そのような支店は、親会社から一定の組織的、財務的な独立性を有しています。支店は独自に契約を交わし、取引を行い、またその事業所所在地で原告や被告として法廷に立つことはできませんが、法的には外国企業の一部です。支店設立の際には、商業登記簿への登記が必要です。認可、登記、課税、会計の点において、支店はスイスの法人と同様に扱われます。スイスで外国企業の支店を開設するにあたっては、スイス国内に居住する代表者が必要です。

5.1.4 集団投資向け有限責任パートナーシップ (Kkk)

集団投資向け有限責任パートナーシップ (Kkk) は、英語圏でいうリミテッド・リライアビリティー・パートナーシップ (LLP) に相当します。Kkkはベンチャー投資の手段として、適格な投資家のみを対象とする会社形態です。スイス債務法の合資会社に関する条項において、無限責任を負う社員は個人でなければならないと定めているのに対し、集団投資向け有限責任パートナーシップの場合、この責任を負うパートナーは法人でなければなりません。

スイスには、この法的形態が2006年から存在します。LLPの設立を希望する投資家やリミテッド・パートナーにとっては、ルクセンブルク、アイルランド、チャンネル諸島 (特にジャージー島とガーンジー島) に代わる選択肢となります。これにより金融センターとしてのスイスの地位が強化され、スイス国内でベンチャーキャピタルや未公開株式、ヘッジファンド・マネジャーのような専門性の高い金融サービスを提供できる環境が整いました。

会社形態の概要

(図15)

	個人事業主	合名会社	AG	GMBH	支店
会社の設立 / 設立要件	独立した継続的利益を目的とする経済活動の開始	パートナーシップ契約への署名(形式は自由)。商業目的の事業が行われない場合、企業は商業登記簿への登記をもって成立	会社設立時の公正証書の作成、定款の認証、取締役および(スイス連邦債務法第727a条第2項の免除規定を適用しない場合は)監査役の選任、商業登記簿への登記	会社設立時の公正証書の作成、定款の認証、場合によって取締役会の決定、取締役および(スイス連邦債務法第727a条第2項の免除規定を適用しない場合は)監査役の選任、商業登記簿への登記	商業登記簿への登記
目的	小規模企業、私的な事業活動(芸術家など)	小規模で継続的な、主に個人による事業	利益を追求するほぼすべての会社に適合	小規模な主に個人による事業	法的には本社の一部で、ある程度の経済的独立性のみを有する事業活動
社名	- オーナーの姓(名は任意) - 追加が可能: 事業内容、創作名称など	- 1人以上の社員の姓、合名会社であることを示す語を付すこと - 追加が可能: 事業内容、創作名称など	- 自由選択(個人名、事業内容、造語など) - 社名には法的会社形態を記載しなければならない	- 自由選択(個人名、事業内容、造語など) - 社名には法的会社形態を記載しなければならない	- 本社と同じ名称 - 特別な追加語の使用が許可される - 本社所在地が外国の場合: 本社所在地、支店所在地 - 法的形態の表示
法的性質	事業主の個人所有	非法人(人的会社)	法人	法人	法人
商業登記簿への登記	商業目的の事業を行う場合は義務(例外: 登記権)	商業目的の事業を行う場合は義務	商業登記簿への登記により成立	商業登記簿への登記により成立	商業登記簿への登記が必須
設立者	1人の個人が事業主である	2人以上の個人	最低1人の株主(個人または法人)	最低1人の株主(個人または法人)	本社
執行機関	なし	パートナー	- 株主総会 - 取締役会(最低1名の構成員)	- 株主総会 - 幹部会議(最低1名の構成員)	- 本社の執行機関 - 自社幹部による経営; スイス在住の代表者
監査役	任命可能	任命可能	任命可能、債務法727a条第2項に則った免除申請を行わない場合、会社の基準規模による: 2年度連続で以下の3条件のうち2つが該当する場合: - 資産総額2千万スイスフラン以上 - 売上高4千万スイスフラン以上 - 年間平均従業員数250名以上		
責任	- 事業主の個人資産による無限責任	- 企業資産による一次的責任; パートナーの個人資産による二次的な無限の連帯責任	- 責任は会社資産のみに限定; 株主は出資金を全額払い込む義務のみ	- 責任は会社資産のみに限定; 定款に則った任意の限定的な追加出資の義務あり; 責任は自身の出資分と関連する追出資に限定	- 本社

出典: 連邦経済管轄庁(SECO)、スイス債務法(OR)

	個人事業主	合名会社	AG	GMBH	支店
最低資本金	- 規定なし	- 規定なし	- 最低100,000スイスフラン、最低払込額50,000スイスフラン	- 最低20,000スイスフラン、全額払込	- 不要(外国の親会社からの資金提供で十分)
コンサルティング、設立、公証人の費用	- 700 - 1,200スイスフラン	- 2,400 - 4,400スイスフラン	- 1,900スイスフラン以上(電子方式) - 7,000スイスフラン以上(従来方式)(5.4.3を参照)	- 1,800スイスフラン以上(電子方式) - 7,000スイスフラン以上(従来方式)(5.4.3を参照)	- 1,000スイスフラン以上
メリット	- 簡素で安価な設立手続き - 形式要件が皆無 - 共同経営者が各機関の役割を自ら担うことができる - 二重課税を回避できる(法人格でないため、共同経営者の所得にのみ課税される) - 小規模企業に適している		- 責任・リスクキャピタルの範囲が限定されている - 株式移転が容易 - 代表権に制限あり - 外国人もすべての株式・株式資本を所有できる(ただし：法的行為の担当者のうち最低1人がスイス在住であることが必要) - 資本市場に容易に参入できる - 資本集約型の企業に適している - スイスの法人格となる	- 低い最低資本金	- 自己資本が不要 - 資本金よりも設立を容易かつ安価に行える(印紙税および利益移転にかかる源泉税なし) - 親会社が影響力を行使しやすい - 税負担が低い - さまざまな租税条約に基づきスイスでの利益は本拠地(本社)のある国で免除される
デメリット	- 共同経営者は無限責任を負う - 所有財産の移転が困難 - 匿名性がなく、所有者/パートナーの氏名が商業登記簿に登録される - 資本市場への参入が困難 - 社会保険加入の義務がある		- 二重課税の可能性あり(会社の利益と配当に対する課税) - 会社設立手続きが複雑で費用が高額のため、専門家の協力が推奨される	- 高い最低資本金	- 外国にある本社が支店に対して共同責任を持つ - 後に子会社化することは難しい - スイスの法人格でない

出典：連邦経済管轄庁(SECO)、スイス債務法(OR)

「スイスでは、短期間で簡単に会社設立が可能です。」

5.1.5 個人事業主

個人企業または単独オーナー企業のような個人が所有する企業は、小規模ビジネスに最も多く見られる形態です。この形態は、個人が単独で商業的活動を行う場合、つまり事業または会社を経営する場合に適用されます。個人事業主は、会社としてのリスクを個人資産や事業資産をもって責任を負います。一方、事業主は経営方針を自分で決定することができます。事業が成功した場合には、容易に法人に移行することも可能です。失敗した場合にも、清算はその他の事業形態と比較してとても簡単です。年間売上高が10万スイスフラン以下の個人事業主の場合、商業登記が免除されます。

5.1.6 合名会社

2人以上の個人が集まり、標準的な商慣習のもと、共同名義で事業を運営する企業体を合名会社と呼びます。合名会社は、参加者の合意によって設立されます。合名会社は(個人事業主と同様)明確な企業体ではないため、法人税の対象にはなりません。諸税は、各パートナーが支払います。パートナーは、自らの資産によって無制限に、そして共同で責任を負います。商業登記簿への登記が必要です。

5.1.7 ジョイントベンチャー

パートナーシップの形態として、合併事業はその重要度を増しています。合併事業には法規制がなく、スイスのパートナーとの合併に適した事業形態です。合併事業は新たに企業を設立するケースがほとんどです(例：外国のサプライヤーがスイスの販売者と共同で製造販売会社を立ち上げる)。小規模プロジェクトの場合、通常パートナーシップを立ち上げて合併事業を展開することも可能です(例：期間が定められた研究プロジェクトなど)。

5.1.8 通常パートナーシップ

通常パートナーシップとは、複数の個人または法人による商業登記簿に登録されていない事業の目的のための契約関係です。各パートナーは、連帯した個人責任で共同プロジェクトに責任を負います。

5.2 会計

会計に関する一般的な規定は、スイスでは簡潔にまとめられています。事業体の種類と規模に応じた会計方式を正しく遂行し、事業活動で生じる資産、債権および債務、営業成績(損益)を、事業年単位で明示しなければなりません。一般会計原則に従い、全体を網羅し、明確で理解しやすい損益計算書と貸借対照表を毎年作成することが法で定められています。すなわち、国際的に使用されている米国会計基準(US-GAAP)、国際会計基準(IFRS)、スイス会計基準(Swiss GAAP FER)に基づく会計基準に沿って作成することを意味します。

企業としての透明性を高めるため、株式会社(AG)は、年次決算報告書に最低限求められている詳細を記載しなければなりません。年次決算報告書には、少なくとも前年度比較と注釈が入った貸借対照表と損益計算書が必要です。連続した2会計年度において、以下の条件の2項目以上に当てはまる場合は、グループ会社の決算をグループ全体の連結決算にまとめることが、求められます。

- 資産総額が1,000万スイスフラン以上
- 年間売上高2,000万スイスフラン以上
- 年平均従業員数200名以上

5.3 監査

年次決算報告書の正確性は、国家資格を有する人物、または会社が監査します。この作業は通常、受託者、受託会社、または監査法人によって行われます。株式会社(AG)や有限責任会社(GmbH)の規模や経済的重要性に応じ、会計監査義務の内容は異なります。連結財務諸表の作成が求められる企業、証券取引所上場企業、または2年連続した会計年度で以下の条件の2項目以上を満たす企業には、定例監査が適用されます。

- 資産総額が2,000万スイスフラン以上
- 売上総額が4,000万スイスフラン以上
- 年間平均従業員数250名以上

上述の条件を満たさない場合、年次決算報告書は限定監査(経営幹部に対する聞き取り調査、詳細部分の適宜確認、分析的監査手順など)を受けるだけで済みます。当該年の平均正社員数が10名に満たない企業は、株主の同意を条件として監査を免除することもできます。

www.treuhandsuisse.ch

スイス信用組合
言語：ドイツ語、フランス語、イタリア語

www.expertsuisse.ch

監査、税、信託に関する専門家協会
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

5.4 企業の設立

5.4.1 手続き

明確で具体的な事業戦略が事前に完成していれば、スイスでの事業設立計画から実現までの手続は非常に短期間で完了します。スイスでの事業所設立が決定したら、事業地として選ばれた州の経済開発局が事業開始までのプロジェクトの調整をお手伝いいたします。また、銀行、コンサルティング会社、公認会計士事務所およびその分野に特化した弁護士が個別の質問に対応しています。

会社設立にかかる時間は、必要書類の提出から法的に有効になるまで(第三者に対して法的効力が有効になるまで)2-4週間ほどです。単純なケースの場合、また州によっては、更に短期間で完了する場合もあります。

連邦経済管轄庁(SECO)では、「スタートビズ(StartBiz)」という名称で会社設立のためのオンラインデスクを設けています。個人事業主、有限責任会社、株式会社、合名会社、合資会社はこの電子システムを利用して、老齢・遺族年金(AHV)補償基金や付加価値税(VAT)管理当局、労働災害保険会社などに登録することができます。

個人事業主、合名会社および合資会社の場合、商業登録も可能です。登録すると「スタートビズ」を通して、会社の設立手続きを完了することができます。通常の場合、スイスにおける外国企業は、法人である資本会社(GmbHやAG)の法的形態で設立します。株式会社や有限責任会社(AGやGmbH)の設立には、公証人が商業登録する必要があります(オンラインでも可能)。

www.s-ge.com/company-foundation

スイスの概要—会社設立について

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、日本語

www.easygov.swiss

会社設立の電子申請

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.kmu.admin.ch > Practical knowledge > Creation of SMEs

会社設立のためのオンライン公証サービス(AG/GmbH)

言語：ドイツ語、フランス語、イタリア語

www.startups.ch

会社設立のためのプライベート・プラットフォーム

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

会社設立の手順(AG、GmbH)

(図16)

手順	所要時間(週)					
	1	2	3	4	5	6
事前調査、企業(名)承認	■					
設立に必要な書類の準備：会社設立証書、定款、登記申請書など		■				
所定の預託金融機関(銀行)に資本金を払い込む。払込担当者は身分証を提示すること。外国人の場合、スイス人パートナーの紹介状を提示するとよい。			■	■		
会社の設立と定款の準備：定款や業務規定、法定監査人による承認、認定銀行による資本金の払い込み確認および資本金が当該企業の自由裁量下にあることの確認会社設立後、事務所が決まっていない場合：居所選択の申告			■	■		
州公報での公開					■	
当該登記簿(商業登記簿、土地登記簿)への責任者および事業体の登録						■
課税対象会社としての登記						■

出典：各州経済開発局資料

5.4.2 商業登記簿への登記

商業登記簿には、スイスで事業を営むすべての事業者が登録されています。登記簿には、各社の責任範囲や権限を持つ代表者が明記されています。登記簿の最大の目的は公報機能です。したがって、スイス連邦登記所が運営する商号データベース(Zefix)は誰でも閲覧可能で、特定の会社名が使用可能かどうかを検索できます。登記簿への登録・削除はすべて、スイス商業官報(SOGC)に公表されます。

一般に、商取引、製造業やその他の営利事業は、商業登記簿への登記が必要です。登記により、会社法による保護が適用されます。法人は、商業登記簿への登記がされて初めて法人格とみなされます。企業が使用する会社名は、法規制に準拠している限りは自由に選択できます。AGやGmbHは、会社名に法的形態を含めなければなりません。合名会社の社名には、すべてのパートナーの名称を列挙しない場合、少なくとも一人のパートナーの姓と事業形態を示す表記を含める必要があります。個人事業主の社名は、主に事業主の姓から構成されている必要があり、パートナーや共同経営者などとの関係を示す表記を含めることはできません。商業登記の登録申請は、当該要件を満たすすべての会社形態において、会社設立ポータルサイト経由でのオンライン手続が可能です。

www.zefix.ch
Zefix - 中央商号データベース
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.shab.ch
スイス商業官報
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

5.4.3 設立費用

株式会社の設立に要する費用は、設立プロセスを従来方式で行うか、SECOが提供する電子プラットフォームから行うかによって(5.4.1を参照)異なります。設立には様々な費用が必要です(GmbHの手数料やコンサルティング料は、額が幾分下回ります)。

証券発行税の対象となるのは、有償または無償による株式正当化、および額面価格の上昇です。この税は経営参加権を考慮し、名目資本の1%が賦課されますが、そのうち100万スイスフランが控除対象となり、残りの名目資本から最低1%が徴収されます。この控除措置は、通常、起業の際と100万スイスフランまでの増資に対して適用されます。そのため、すでに設立されている企業の場合、100万スイスフランまでの増資は、証券発行税の賦課なしで行うことができます。

会社設立に要する費用は、証券発行税を除くと従来方式では6,000-8,000スイスフラン、電子方式では約2,000スイスフランです。詳細な書類が不要な小規模会社の設立費用は、最高2,000スイスフランです。コンサルタントや弁護士への依頼料を含めた会社設立費用の合計額は、名目資本の規模によって異なります。会社法人の設立はより複雑で、通常、非法人に比べ費用がかかります。

www.kmu.admin.ch > Practical knowledge > Creation of SMEs > Legal form

会社形態別の設立費用
言語：ドイツ語、フランス語、イタリア語

株式会社(AG)の設立費用

単位：スイスフラン

(図17)

設立費用	従来方式	電子方式
資本金	100,000	100,000
コンサルティングサービス(会社定款、各種税、商業登記、株券、設立書類、設立会議等)	5,000-7,000	300-850
商業登記簿登記料	600	600
公正証書作成手数料	1,000	600
証券発行税	-	-
総費用	7,000-9,000	1,900-2,450

出典：startups.ch

有限責任会社(GmbH)の設立費用

単位：スイスフラン

(図18)

設立費用	従来方式	電子方式
資本金	20,000	20,000
コンサルティング料(会社設立証書、各種税金、商業登記、有限会社基本出資、株券、設立書類、設立会議など、複雑さによって異なる)コンサルティングサービス(会社定款、各種税、商業登記、株券、設立書類、設立会議等)	4,000-6,000	200-550
商業登記簿登記料	600	600
公正証書作成手数料	1,000	600
印紙税	-	-
総費用	6,000-8,000	1,800-2,150

出典：startups.ch